

社会課題解決推進型 短期継続保証「10 i n g」^{じゅういんぐ}実施要領

第1 目的

本制度は、環境・社会課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者を、短期借入を継続利用する疑似資本的な資金導入により資金繰り支援することで、当該事業者の経営改善及び課題解決への取組みを促進させ、もって、地域社会の発展に資することを目的とする。

第2 保証対象者

県内に事業所を有し、以下の要件を全て満たす中小企業者（組合は除く。）とする。

- (1) 「いわて脱炭素化経営企業等認定制度（いわて地球環境にやさしい事業所）」の認定を受けていること、または、「いわて女性活躍企業等認定制度」の認定を受けていること。
- (2) 申込金融機関に本制度申込金額の10%超のプロパー残高があること、又は、同時実行を受けられること。ただし、預金担保貸付は除く。

第3 保証限度額

80,000千円とする。ただし、短期継続型保証「5 i n g」を併用するときは、合計で80,000千円以内とする。

第4 利用口数

1企業1口限りとする。

第5 保証期間

1年とする。ただし、1年ごとに更新手続き（同資金で借換、又は、一旦自己資金決済）を行い、10年間の継続利用を可能とする。

第6 資金使途

運転資金とする。ただし、商品用不動産購入資金は対象外とする。

第7 貸付形式

手形貸付又は証書貸付とする。

第8 返済方法

一括返済とする。

第9 信用保証料率

- (1) CRDモデルにより算出される評点により、年0.45%～年1.9%の範囲内で9つに区分される保証協会が定める基準料率から、年0.20%割引した保証料率とし、原則として一括徴収とする。
- (2) 「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」で三つ星以上の認定を受けている中小企業者は、前項(1)の保証料率からさらに年0.10%割引した保証料率とする。
- (3) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者は、前項(1)(2)の保証料率から年0.10%を減じた率とする。

第 10 取扱金融機関

約定締結金融機関とする。

第 11 貸付利率

金融機関所定の利率とする。

第 12 連帯保証人

法人代表者以外の保証人は不要とする。

第 13 担保

不要とする。

第 14 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成 18・9・12 中庁第 2 号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

第 15 申込手続き

金融機関は、本保証の申込をするときは、信用保証依頼書の保証制度（略称）欄に「10ing」と記入し、「いわて脱炭素化経営企業等認定制度（いわて地球環境にやさしい事業所）」、又は、「いわて女性活躍企業等認定制度」の認定書（写）を添付の上、当協会の本・支所に申込するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。